

1 「手順1 基本情報」を追記・修正したい場合の手続き

「手順1 基本情報」は、調査票の提出後も各事業者にて追記・修正が可能です。
ただし、提出された調査票の審査・公表状況により手続き手順が異なります。以下を御確認の上、手続きを行ってください。

2 審査・公表状況の確認方法と、各状況における追記・修正方法

提出した調査票の審査・公表状態を確認する際は、介護サービス情報報告システムにログインし、トップページに表示される公表状況の表示が以下のいずれになっているかを御確認ください。

(1) 調査票が審査（公表）済みの場合

トップページにログインした際、左の画面のような表示の場合は、調査票が審査済みの状態です。

この場合、すぐに調査票の追記・修正が行えますので、各自で調査票を編集してください。



調査票編集後、調査票トップ画面の「提出する」ボタンが橙色になり再提出ができるようになりますので、調査票を提出してください。

(2) 調査票が審査中（未公表）の場合

トップページにログインした際、左の画面のような表示の場合は、調査票が審査中の状態です。

この場合、審査中の調査票を県から事業者へ差し戻す手続きが必要となります。



以下のメールアドレス宛に必要な事項を記載の上、差し戻しを希望する旨、御連絡ください。

1. メールアドレス：kaigo-shidou@pref.okinawa.lg.jp
2. 件名：介護サービス情報の公表 調査票の差し戻し依頼
3. 記載事項
 - ・ 事業所番号
 - ・ サービス名
 - ・ 事業所名
 - ・ 担当者名

差し戻し後に調査票が再編集できる状態となりますので、必要な情報の追記・修正を行ってください。

調査票の編集後、調査票トップ画面の「提出する」ボタンが橙色になり再提出ができるようになりますので、調査票を提出してください。

(参考) 追記・修正のフローチャート

